

熊野町国土強靭化地域計画(案)

第1節 基本的な考え方

第1項 計画策定の背景と趣旨

わが国では、近年多発する気候変動による集中豪雨や大型台風で引き起こされる土砂災害、洪水被害や南海トラフ地震等の巨大地震発生の懸念等、様々な大規模自然災害への対応が重要課題となっています。

また、東日本大震災をはじめ、過去の大災害を教訓とし、平成25年に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)(以下、「基本法」)が制定され、平成26年には、基本法に基づく国土強靭化基本計画(以下、「国の計画」)が策定されました。

基本法では、強くしなやかな国づくりを推進するために、国土強靭化に関し、地域の状況に応じた施策の総合的かつ計画的な実施を、地方自治体の責務として求めていました。

このような中で、広島県では、基本法に基づき、各分野における防災・減災に関する施策の充実・強化及び重点化を図るための指針となるべき計画として、平成28年に広島県強靭化地域計画(以下、「県の計画」)が策定され、必要に応じた改訂を行っています。

これらを踏まえ、本町においても国や県の動向等を踏まえながら、本町の強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進するための指針として熊野町国土強靭化地域計画(改訂版)を策定します。

第2項 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく地域計画であり、国の計画及び県の計画(以下、「国・県の計画」)との調和を図るとともに、熊野町総合計画と連携したものとして、本町の各種計画の指針となるよう位置づけるものです。

第3項 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2節 計画の目標

国土強靭化地域計画は、基本法第14条に基づき、国の計画と調和を保つ必要があること、また、同計画の策定に関する国の指針において、目標は、原則として、国の計画に即して設定することとされることを踏まえ、国の計画と同一の目標を設定します。

第1項 基本目標

大規模自然災害発生後における適切な対応のための防災・減災の取組方針を次のとおりとします。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④ 迅速な復旧復興に資すること

第2項 想定するリスクと基本的な目標

想定するリスクを「大規模自然災害」(第4節第1項を参照)とし、事前に備えるべき目標を次のとおり設定します。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- ⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第3節 熊野町の概況・特性

第1項 地理的条件・自然的条件

(1)位置・地勢等

本町は広島県西部に位置し、広島市から東南へ約12キロメートルの地点にあり、安芸郡に属しています。町の南部は呉市に接し、東部は東広島市黒瀬町、北部から西部にかけては広島市安芸区、北部の一部が海田町に接しています。

地形は、周囲を山に囲まれた標高約220mの高原状の盆地であり、町の北東から南西にかけては原山、洞所山、城山、金ヶ燈籠山などの500～700mの山々、南部は石岳山などの400～500mの山々が連なっています。河川は熊野川、二河川と平谷川の3本の二級河川が流れています。熊野川は分水界より北流、二河川は南流しています。

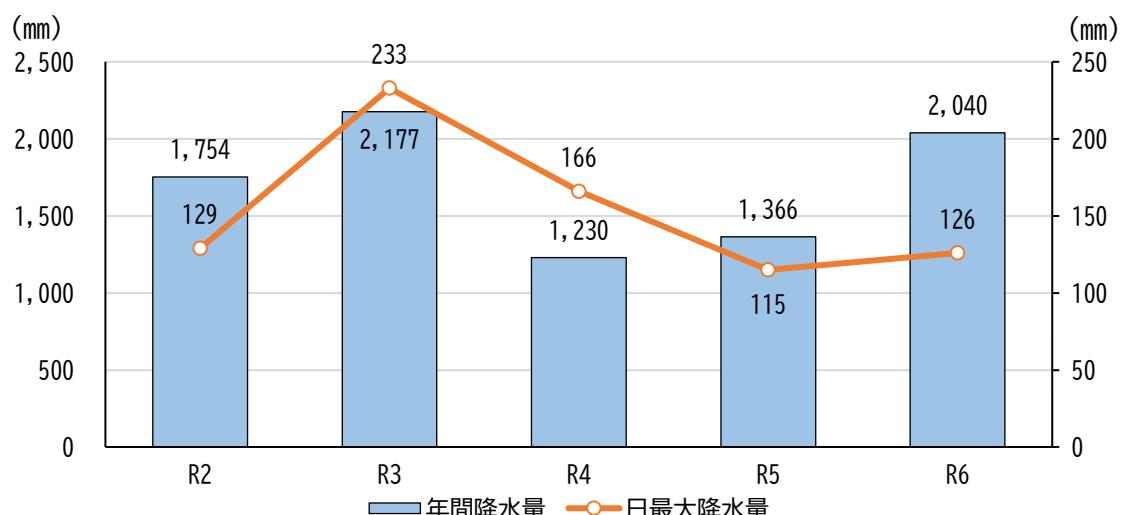
(2)気象

本町の気候は、温暖で比較的少雨の過ごしやすい瀬戸内式気候に属しています。広島県の南部に位置しているものの、やや内陸にあり標高も高いため、沿岸部と比べると、冬はやや寒く、夏は雨が少なく過ごしやすい高原性の気候となっています。

本町の5年間の年間降水量の平均値は約1,700mmとなっています。

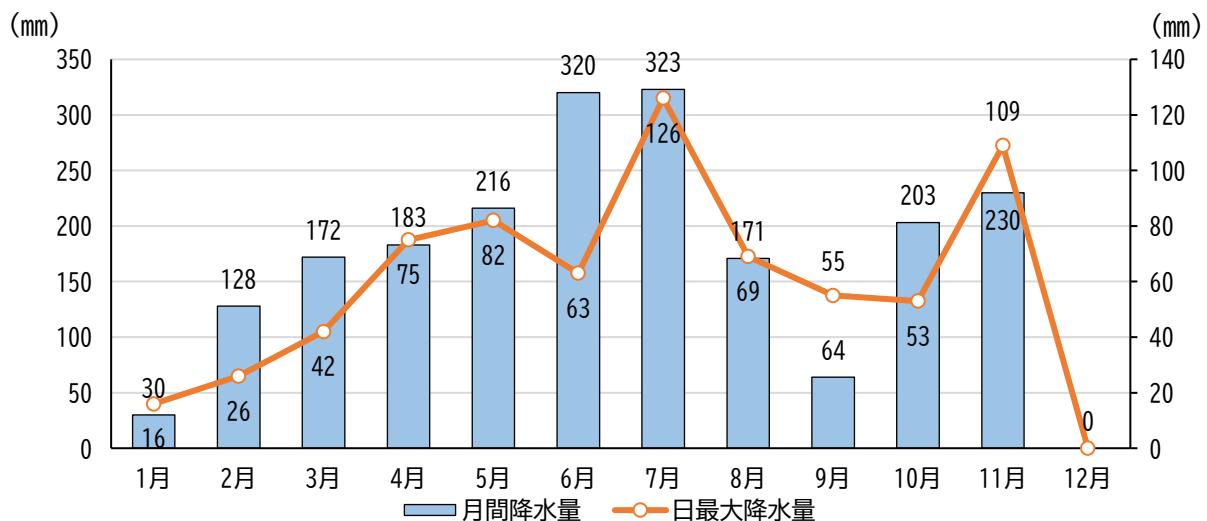
令和6年の降水量は7月が最も多く323mmとなっています。

■降水量の推移



資料：広島県防災Web

■令和6年の降水量



資料:広島県防災 Web

(3)本町の防災の取組

- いちはやく町民に防災情報を伝達するため、防災行政無線のほか、自動音声電話サービスやインターネットサービスを活用した多様な情報伝達手段を活用しています。
- 通学路等にある危険なコンクリートブロック塀の撤去や改修を促進するため、撤去等に要した費用の一部を補助しています。
- 熊野町防災・減災まちづくり会議を開催し、行政と町民、住民団体等が防災・減災のための役割の明確化、協働による防災・減災対策を推進しています。
- 町内全域の土砂災害(特別)警戒区域及び浸水想定区域を表したハザードマップを作成したほか、出前講座において、ハザードマップの使い方や、自助・共助の重要性等を周知し、防災意識の高揚を図っています。
- 防災拠点施設整備構想に基づいた、熊野東・西・中央防災交流センターの設置が完了しています。これにより、乳幼児世帯やペット同行避難の受入のほか、物資を備蓄倉庫に備えることでの他の避難所を支援することができるようになっています。
- 幅広い年代に対する防災学習を実施するなど、さらなる防災力の向上を図っています。
- 毎年1月1日を基準日とした避難行動要支援者調査を実施し名簿を作成しています。
- 令和6年3月に策定した「熊野町立地適正化計画」の防災指針に基づいて、町民や関係機関と協議を行いながら都市機能の誘導や居住地区の誘導について施策を展開し、持続可能なまちづくりを推進しています。

第2項 過去の災害

本町における過去の災害は、地形的、気象的条件及び周囲の特性を考慮すると、最も発生頻度の高い災害として台風による暴風雨、梅雨期の集中豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ、土石流等が挙げられます。

| 発生年月 | 災害種別 | 概要 |
|----------------|----------------------|--|
| 昭和20年(1945年)9月 | 枕崎台風 | 呉地大池が決壊し、家屋2軒が流出。 町内での死者5名(推定)。 |
| 昭和47年(1972年)7月 | 梅雨前線豪雨 | 土砂災害が発生。町内で複数箇所の崖崩れ。 |
| 昭和58年(1983年)7月 | 台風5号 | 強風と豪雨により、筆産業の工房や住宅に被害。 |
| 平成3年(1991年)9月 | 台風19号 | 広島市で最大瞬間風速58.9m/sを記録した風台風。 県内の広い範囲で停電や農作物被害などが発生。 |
| 平成11年(1999年)6月 | 広島豪雨災害 | 熊野町でも土砂災害が発生し、広島県内で死者31名、行方不明者1名。 |
| 平成13年(2001年)3月 | 平成13年芸予地震 | 安芸灘を震源とするマグニチュード6.7の地震。熊野町で震度6弱を観測し、自主避難する者も発生。 |
| 平成30年(2018年)7月 | 西日本豪雨 (平成30年7月豪雨) | 川角地区で発生した土石流により、12名が犠牲。 町全体で道路が寸断され、避難者は1,300人以上。 |
| 令和3年(2021年)9月 | 台風14号 | 本町でも避難指示が発令され、災害対策本部を設置。 広島県内で死者・行方不明者が発生。 |

第4節 脆弱性の評価

第1項 想定するリスクの設定

本計画では、国及び県との調和を保つこと、また過去の風水害や地震等により町内に甚大な被害が生じてきことなどを考慮し、想定するリスクを「大規模自然災害」とします。

また、対象とする自然災害は、本町の特性、過去の災害履歴等を踏まえ、次のとおりとします。

(1)台風や豪雨等による風水害

風水害による災害は、平成3年9月の台風19号、平成11年6月の梅雨前線による豪雨、平成30年7月豪雨などと同程度の台風、豪雨等による河川の氾濫、浸水、土石流、がけ崩れ、家屋の倒壊等の災害を想定します。

(2)大規模地震による災害

本町の地震防災対策を的確に実施するうえでの基礎資料とともに、町民の防災意識の高揚を図るため、「広島県地震被害想定調査報告書」(令和7年10月広島県)(以下「県被害想定調査」という。)を利用して、本町における被害の想定とします。平成13年芸予地震における町内の被害実態をはじめ、近い将来に発生が予想される南海トラフ地震を想定し、「広島県地震被害想定調査検討委員会」などの被害想定を踏まえながら隨時検討するものとします。

第2項 評価の手順

内閣官房国土強靭化推進室が策定した「国土強靭化地域計画策定ガイドライン」に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行いました。

強靭化するうえでの目標の明確化

・強靭化を推進するために重要な目標を設定します

起きてはならない最悪の事態の設定

・リスクが発生した場合を想定し、目標の実現を妨げる最悪の事態を設定します

脆弱性の評価(分析、課題の抽出)

・地域の強靭化を進めるうえで、起きてはならない最悪の事態に対する脆弱性を分析し、課題を抽出します

強靭化のために必要な取組の検討

・脆弱性評価の結果をもとに、取り組むべき施策を検討します

第3項 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」の設定

本計画における4つの「基本目標(第2節第1項)」を達成するため、6つの「事前に備えるべき目標(第2節第1項)」を設定しました。

「大規模自然災害(第4節第1項)」の発生に的確に対処していくため、本町の特性を踏まえ、国・県の計画との調和を図りながら、合計で28項目の「起きてはならない最悪の事態」を想定し、それぞれの目標において区分を設けて設定しました。

| 事前に備えるべき目標 | | 区分 | 起きてはならない最悪の事態 |
|---|--|-----|--|
| 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| | | 1-3 | 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む) |
| | | 1-4 | 大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生 |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | 2-1 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| | | 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| | | 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |
| | | 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| | | 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 |
| | | 2-6 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| | | 2-7 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する | | 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| | | 3-2 | 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |
| 4 経済活動を機能不全に陥らせない | | 4-1 | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下 |
| | | 4-2 | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 |
| | | 4-3 | 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響 |
| | | 4-4 | 異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 |
| | | 4-5 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 |
| 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | | 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 |
| | | 5-2 | 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止 |
| | | 5-3 | 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 |
| | | 5-4 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 |

| 事前に備えるべき目標 | | 区分 | 起きてはならない最悪の事態 |
|--------------------------------------|--|-----|---|
| 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する | | 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 |
| | | 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 |
| | | 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 |
| | | 6-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失 |
| | | 6-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響 |

第4項 脆弱性評価の結果

「起きてはならない最悪の事態」を回避するには、今後の施策を明らかにし、限られた資源で効率的・効果的に本町の強靭化を推進していく必要があるため、それぞれの区分で自然災害に対する脆弱性の評価を行い、課題を抽出しました。

| 事前に備えるべき目標 | | 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ |
|------------|--|-------------------------|
| 区分 | 起きてはならない最悪の事態 | |
| 1-1 | 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生 | |
| 1-2 | 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | |
| 1-3 | 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む） | |
| 1-4 | 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生 | |

| 区分 | 本町の脆弱性評価による課題 |
|-----|---|
| 1-1 | <ul style="list-style-type: none">○ 住宅・建築物の倒壊・崩壊等の被害を最小限に抑えることが重要です。特に、地震発生時の避難路を確保するため、緊急輸送道路等の沿道建築物の倒壊による道路閉塞を未然に防ぐことが重要です。○ 地震発生に伴う土砂災害による住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等が重要です。○ 住民の緊急避難の場や最終避難地、防災拠点等となる公園、緑地、広場等の整備を推進する必要があります。○ 天井等非構造部材の落下防止対策や老朽化対策、ブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進めるとともに、地方公共団体における個別施設計画の内容の充実を促しつつ、計画的かつ効率的な長寿命化改修等を推進していく必要があります。また、トイレ整備や特別教室・体育館等への空調設置、バリアフリー化等、避難生活の環境改善に資する防災機能を強化することが必要です。○ 災害マネジメント機能を確保するため、町の対応能力向上や被害状況等の迅速な情報収集・共有を図る仕組みの構築等を推進する必要があります。○ 消防団・自主防災組織の充実強化を図るため、自主防災組織等の活性化や消防団が使用する車両・資機材の充実、教育訓練等を継続的に推進する必要があります。○ 耐震化に向けた民間負担の在り方を踏まえ、引き続き木造住宅の耐震診断・改修への支援を行う必要があります。 |

| | |
|-----|---|
| 1-2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器、感震ブレーカー等の普及促進を図る必要があります。 ○ 広島県水道広域連合企業団(以下「水道企業団」という。)において、管路更新等による耐震化等が計画的に推進されるよう、水道企業団と連携・協力を図っていく必要があります。 ○ 地域防災力の向上を図るため、消防団員の確保とともに、装備や訓練の充実、自主防災組織等との連携強化を推進する必要があります。 |
| 1-3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の能力を超える洪水に対しても、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより、被害をできるだけ軽減することを目的に、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防の技術開発及び整備を進める必要があります。 ○ 自然環境が有する機能を持続的に発揮し続けるためには、様々な関係者による連携・協力体制の構築を図る必要があります。また、社会資本整備や土地利用に係る様々な取組にグリーンインフラを波及させるとともに、民間の参入や投資の拡大も取り込みながら継続的にグリーンインフラを推進する必要があります。 ○ 異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水を防ぐため、決壊すると多大な影響を与えるため池の改修、農用地の湛水被害を防止するための農業用排水施設等の整備・改修等を推進していく必要があります。 ○ 大規模災害が発生した時に住民が主体的に適切な避難行動により命を守るために、住民等が主体となった避難に関する取組の強化や防災意識の向上等の自助・共助を促進する必要があるため、町民が行政と連携しながら地区防災計画に関する取組を促進することで、住民等の自発的な防災活動を促進し、地域防災力の強化を図っていくことが必要です。 ○ 大規模な洪水・氾濫時における広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けて検討する必要があります。 ○ 気候変動影響評価や適応策の検討のため、引き続きデータの整備や知見の収集・提供を進めるとともに、地域気候変動適応計画の策定に取り組む必要があります。 |
| 1-4 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本町は、盆地を取り囲む山地に多数の土砂災害危険箇所を抱えており、ハード対策には多大な費用と時間を要することから、優先度を明確にしたうえで整備を進めるとともに、町民の適切な避難行動につながるソフト対策にも取り組んでいく必要があります。 ○ 土砂災害警戒区域の認知度向上を図る取組や、きめ細やかな災害リスク情報の提供などにより、町民の適切な避難行動につながるソフト対策を推進する必要があります。あわせて、避難場所へ迅速かつ安全に避難できるよう、避難路の整備を推進する必要があります。 ○ 近年の大地震において、盛土造成地の滑動崩落や液状化被害が多発したことから、それらの宅地被害を防ぐため、宅地の耐震化を推進する必要があります。 ○ 災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な土地の利用を図り、立地適正化計画や被災時の被害の最小化を図る「減災」の考え方等も踏まえ、町全体の安全性を総合的に高めていく必要があります。 ○ 新たな転入者を中心に、災害の発生のおそれが高いハザードエリアから安全で生活利便性の高いエリアへ居住の誘導を促す必要があります。 |

| | |
|------------|--|
| 事前に備えるべき目標 | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ |
| 区分 | 起きてはならない最悪の事態 |
| 2-1 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 |
| 2-2 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 |
| 2-3 | 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生 |
| 2-4 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 |
| 2-5 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 |
| 2-6 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| 2-7 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |

| | |
|-----|---|
| 区分 | 本町の脆弱性評価による課題 |
| 2-1 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区・自治会単位で地域住民の生存・所在等の確認や、急を要する救助活動等の必要性を行政関係機関へ伝達できる仕組みの構築が必要です。 ○ 地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、民間企業、地域のプロ・専門家等の有するスキル・ノウハウや施設設備、組織体制等を活用するなどし、明確な目的や目標を持って合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要があります。また、大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要があります。 ○ 本町、国・県の連携等により、活動経路の耐災害性を向上させるとともに、装備資機材の充実、官民の自動車プロープ情報の活用等による交通状況の迅速な把握、ICTを活用した情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を進め、迅速かつ的確な交通対策や道路啓開といった活動が円滑に行われるよう支援する必要があります。 ○ 木造住宅の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要があります。 ○ 個別避難計画の作成のさらなる加速化を目指す必要があります。また、避難行動要支援者一人ひとりが災害時に的確な避難行動がとれるよう、避難訓練の実施等、個別避難計画の実効性を高める取組などを推進することが必要です。 |
| 2-2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害に対応するためには、関係各機関が連携し、あらかじめ医療救護体制を構築しておく必要があります。 ○ 災害医療や避難所等への医療資材の供給体制を確保する必要があります。 ○ 災害医療への医薬品等の供給体制を確保する必要があります。 ○ 大規模自然災害時の医療提供体制の維持を図るため、医療機関の耐震化を促進する必要があります。 ○ 少子高齢化の進行に伴い、労働力人口が減少し、医療・介護サービスを支える人的資源が縮小することに加え、大規模自然災害や感染症による急激な感染拡大が発生した場合、医療・介護需要に対応できるだけの人材を確保できないことが予測されるため、さらなる人材確保に取り組むとともに、県・近隣市町・関係機関が緊密に連 |

| | |
|-----|--|
| | <p>携し、人材確保等、医療・介護提供体制の構築に取り組む必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害時において、要配慮者のニーズに合わせて緊急支援を行う体制づくりが必要です。 ○ 風水害・土砂災害の頻発化、激甚化や南海トラフ巨大地震等により、緊急輸送道路においても通行止めが発生するなど、災害時の復旧活動に支障をきたす懸念があるため、機能強化を図る必要があります。 ○ 民間団体等との協定に基づく優先的な燃料供給について、防災拠点となる施設の住所や設備状況に関する共有を進め、具体的な要請、配送・給油手順等の方策を定めておく必要があります。 ○ 広域災害・救急医療に必要な情報収集のシステム機能・体制強化を引き続き推進することが必要です。 ○ 交通渋滞により緊急車両が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報の迅速な把握、交通対策への活用を進めていく必要があります。また、通行止め等の交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促していく必要があります。 ○ そもそも多数の負傷者が発生しないよう、住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止策等に取り組んでいく必要があります。 |
| 2-3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所における生活ニーズに可能な限り対応できるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を踏まえ、本町における避難所の適切な設置・運営等に資する取組を引き続き促していく必要があります。 ○ 夏季における自然災害発生時に開設された避難所等における熱中症対策が重要であり、実施する必要があります。 ○ 大規模災害が発生した場合に、各種の文教施設等が地域住民・施設利用者の避難所としての役割を果たすため、広域防災補完拠点として必要な役割(災害前における防災・減災教育拠点、災害時における災害対応補完拠点やこれらに対応するために必要なライフラインの機能強化及び災害後における心身の復興拠点)を担うための取組を引き続き実施する必要があります。 ○ 避難者の発生を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化が重要です。 ○ 被害の小さかった住宅の住民が避難しなくて済むよう、各家庭や集合住宅単位でも必要な備蓄等を進める必要があります。 ○ 車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る本町と国・県の連携スキームの構築を推進する必要があります。また、迅速な被災者支援のために被災者台帳作成の事前準備を促進する必要があります。 ○ 避難所の自主運営のため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等も配慮した事前の利用計画策定を推進する必要があります。また、一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保していく必要があります。 ○ 主に災害急性期～亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人 |

| | |
|-----|--|
| | <p>間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することができないよう、保健所を始め、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ジェンダーバランスに配慮した避難所運営体制を確保することが必要です。 ○ 社会福祉に精通した職員・NPO等の避難所運営への参画を図ることが必要です。 ○ 避難所等における生活環境の安全・安心を確保し、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等を防ぐためには、多様なニーズに対応する必要があり、避難所運営を始めとする、男女共同参画の視点からの防災・災害対応の取組が重要です。また、行政機関のあらゆる災害対応において女性職員の参画を図ることが必要です。 |
| 2-4 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料物資が調達できない事態を回避するためには、平時から民間の食料事業者等の協力のもと、応急用食料の調達可能量の調査を行い、食料不足が生じないようにすることが重要です。 ○ 災害等による大規模かつ長期的な断水リスクを軽減するためには、管路更新による耐震化やアセットマネジメントの推進について、水道企業団と連携して取り組んでいくことが必要です。 ○ 災害発生時に燃料供給が滞った場合を想定し、自家発電設備の整備・稼働等により、行政機関・医療機関等が災害時でも機能を確保できるよう備えておくことが必要です。 ○ 橋梁流失や河川隣接区間の道路流失等の発生により、被災地へのアクセスができず孤立が長期化することができないよう、その対策を推進していく必要があります。 ○ 大規模地震発災後に緊急輸送道路等の通行を可能とするためには、実動訓練等を通じて放置車両の移動などの対応能力を強化しておく必要があります。 ○ 被災地における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止を防ぐためには、現地に燃料等を輸送する必要があります。引き続き、訓練を通じて関係機関との協力体制の強化に努める必要があります。 ○ 避難所への物資を滞りなく届けるためには、ラストマイルも含めた円滑な支援物資物流の実現に向けた取組を進めることが重要です。 ○ 大規模災害時に、被災地で食料・飲料水等の生命に関わる物資供給を確実かつ円滑に行うためには、輸送オペレーションのデジタル化や、訓練・演習の継続的な実施が重要です。 ○ 民間企業による救援・支援物資の提供を円滑に実施するためには、災害時であっても通信・ネットワーク機能の遮断を防止する対策が必要です。 |
| 2-5 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震が発生した際に、大量の帰宅困難者が一斉に帰宅を始めるのを防ぐためには、引き続き、企業などにおける施設内での待機や、拠点のない帰宅困難者の待機場所を確保することが必要です。 ○ 平時から、一斉帰宅抑制の基本原則の普及を図るとともに、災害時に帰宅困難者が自ら適切な行動を判断するために必要な情報を取得できるような対策が必要です。 |
| 2-6 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 法面・盛土においては、耐災害性評価(リスクアセスメント)なども参考にしながら、効率的かつ効果的に対策を推進する必要があります。 ○ 袋小路の団地など災害発生時に孤立が懸念される場所について、複数の経路で避難や救命、救助ができる道路の確保が必要です。 |

| | |
|-----|--|
| 2-7 | <ul style="list-style-type: none">○ 重大な感染症の発生に備え、迅速な情報の収集・提供、的確な初動体制の構築、人材の養成等が必要です。○ 災害時における感染症の発生・まん延を防止するためには、平時から予防接種法に基づく予防接種を推進する必要があります。○ 大規模な自然災害時に疫病・感染症等のまん延を防ぐためには、被災地における医療関係者の不足を解消し、医療施設の防災機能を確保することで、医療機能が麻痺しないようにすることが必要です。○ 感染症がまん延している状況下で自然災害への対応を円滑に実施するためには、避難所の収容力の確保、水・食料・燃料などの物資の確保、プライバシーの確保や要配慮者への配慮を含めた取組が必要です。○ 大規模自然災害時においても感染症のまん延を防ぐためには、防災拠点や感染症対策病院などの重要施設に関わる管路などの耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る必要があります。○ 避難者の発生を抑制するためには、住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。 |
|-----|--|

| | |
|------------|------------------------------------|
| 事前に備えるべき目標 | 3 必要不可欠な行政機能を確保する |
| 区分 | 起きてはならない最悪の事態 |
| 3-1 | 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱 |
| 3-2 | 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 |

| 区分 | 本町の脆弱性評価による課題 |
|-----|--|
| 3-1 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における警察機能との連携の確保を進める必要があります。また、地域特性や実際の災害を踏まえた実践的な訓練や関係機関との合同訓練、ドローンの運用訓練などを通じて、ハード・ソフトの両面から災害対処能力の一層の向上を図ることが求められます。 ○ 交通安全施設などの整備を進めていく必要があります。 |
| 3-2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対応現場の中心的な役割を担う町職員等は、レジリエンスの観点から極めて重要であるため、複合災害を含め、いかなる大規模自然災害が発生した場合でも、必要な機能を維持するため人数を確保する必要があります。そのための業務継続計画については、少なくとも町長不在時の明確な代行順位や職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、並びに非常時優先業務を整理するとともに、最新の知見を踏まえた情報システムの継続性を重視し、必要に応じて地域間で連携することも考慮しながら、逐次改訂していく必要があります。 ○ 防災訓練や研修等を定期的に実施し、連絡手段の実効性の確保やスキル・ノウハウの習得、受援体制の強化などを図り、どのような事態にも臨機応変に対応することで、限られた人員でも十分な機能を確保できるようにする必要があります。その際には、災害対応経験のある地方公共団体OB・OGの活用についても考慮しながら検討することが求められます。また、通信設備の整備・強靭化、システムの統合・標準化を通じて、操作性に配慮したデジタル機器を導入することが望ましいです。 ○ 本町の財政状況を踏まえ、地方財政措置を講じながら、公共施設等の耐震強化や非常用電源の整備を進める必要があります。 ○ SNSを含む情報発信の在り方について整理する必要があります。 |

| 事前に備えるべき目標 | | 4 経済活動を機能不全に陥らせない |
|------------|---|-------------------|
| 区分 | 起きてはならない最悪の事態 | |
| 4-1 | サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下 | |
| 4-2 | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 | |
| 4-3 | 食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響 | |
| 4-4 | 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | |
| 4-5 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 | |

| 区分 | 本町の脆弱性評価による課題 |
|-----|---|
| 4-1 | <ul style="list-style-type: none"> ○ BCPを未策定の企業については、BCPの重要性に対する理解を促進することが課題であることを踏まえ、製造業、物流事業者、そして製造業と物流事業者の連携によるBCPの策定を、引き続き促進していく必要があります。 |
| 4-2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に備えて、紙情報の電子化や、電子化されたデータファイル・プログラムのバックアップなど、顧客データの安全対策を講じる必要があります。 |
| 4-3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ため池などの農業水利施設の耐震化や保全対策、そして総合的な防災・減災対策を推進する必要があります。 ○ 食品サプライチェーン全体の連携・協力体制の構築の促進や普及啓発、事業者によるBCPの策定を引き続き促進していく必要があります。 ○ 生鮮品の管理に不可欠な冷蔵庫・製氷機を備えた商店・施設においては、非常用自家発電設備を整備するなど、停電時でも稼働できるよう対策を進める必要があります。 ○ 平素からの取組として、適切かつ効率的な備蓄の運用や安定的な輸入の確保を図っていく必要があります。また、緊急時には備蓄の活用や輸入の確保といった対策を着実に実施する必要があります。 ○ 食料の調達・供給システムの運用に不可欠な情報通信サービスや電力供給システムの強靭化、バックアップ体制の確保、物流施設・倉庫の耐災害性強化などを進める必要があります。 |
| 4-4 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上水道の耐震化などの耐災害性強化対策や、長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧について、水道企業団と連携した取組を進めていく必要があります。 ○ 大規模災害時に速やかに復旧を行うためには、水道企業団を含めた広域的な応援体制を構築していく必要があります。 ○ 災害時に被災した水道施設の応急復旧や応急給水を円滑に行えるようにするため、水道企業団と体制構築や取組強化を総合的に図っていく必要があります。 ○ 水道用水の供給不足が生じた場合に、限られた水量でそれぞれの生産活動や生活への影響を最小限に抑えるためのバックアップ体制の構築について、水道企業団と連携して取組んでいく必要があります。 |
| 4-5 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 豪雨災害などによる林地の被害拡大を防ぐためには、山地災害の防止や水源涵養 |

| | |
|--|--|
| | <p>など、森林が持つ公益的機能の発揮が重要であることから、間伐及び主伐後の再造林を確実に実施する必要があります。あわせて、森林被害を防止するための鳥獣害対策も推進する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 耕作放棄地の増加を防ぎ、農業が持つ多面的機能の維持を図るために、野生鳥獣による農作物被害の防止に向けた対策を推進する必要があります。○ 農山集落の衰退・消滅(地域コミュニティ機能の低下)を防ぐため、地域の活性化を図っていくことが重要です。○ 耕作放棄地の適切な管理については、地域の実情に応じて推進する必要があります。○ 農村において集落機能を維持するためには、農業生産基盤や農村生活環境の適切な整備が重要です。 |
|--|--|

| | | |
|------------|---|--|
| 事前に備えるべき目標 | | 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる |
| 区分 | 起きてはならない最悪の事態 | |
| 5-1 | テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態 | |
| 5-2 | 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止 | |
| 5-3 | 都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 | |
| 5-4 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 | |

| 区分 | 本町の脆弱性評価による課題 |
|-----|--|
| 5-1 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政防災無線設備の維持・更新を適切に行うとともに、その他の通信手段を含めた情報伝達機器の更新も進める必要があります。 ○ 電力会社などの民間インフラ事業者が保有する情報・データのうち、円滑な災害対応や被災者支援に役立てることができるものについては、個人のプライバシーを確保した上で、有効に活用できる環境を整備していく必要があります。 ○ 外国人旅行者などに必要な災害情報が確実に伝わるよう、多言語化やITを活用したわかりやすい情報発信を進める必要があります。 ○ 大規模自然災害などに備えて、現実のネットワークの特性などを反映したデジタルモデルを構築し、それを用いて災害等の影響をシミュレートすることにより、インターネット特有の脆弱性への対策案の検討を進める必要があります。 |
| 5-2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害による停電時にも自立運営が可能な機能を備えた市街地、行政施設、避難所などの整備を進める必要があります。その際には、再生可能エネルギーや廃棄物処理から回収できるエネルギーなど、多様なエネルギーを活用しながら進めることができます。 ○ 再生可能エネルギー・水素エネルギー、コージェネレーションシステム、LPガスなどの活用、燃料電池・蓄電池、電気自動車・燃料電池自動車から各家庭やビル、病院などに電力を供給するシステムの普及促進、スマートコミュニティの形成などを通じて、自立・分散型エネルギーの導入を進める必要があります。これにより、災害リスクを回避・緩和するためのエネルギー供給源の多様化・分散化を推進していくことが重要です。 |
| 5-3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 燃料などの供給ルートを確実に確保するためには、輸送基盤の災害対策を推進するとともに、災害発生後の迅速な輸送経路の啓開に向けて、関係機関の連携により装備資機材の充実や連携体制の整備を進める必要があります。 ○ 給油所(SS)の燃料在庫能力の強化や災害訓練などを通じて、災害時に地域のエネルギー拠点となるSS・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を推進する必要があります。また、燃料供給のサプライチェーンを維持するため、燃料備蓄などについても体制を強化する必要があります。 |

| | |
|-----|--|
| 5-4 | <ul style="list-style-type: none">○ 上水道の耐震化などの耐災害性強化対策や、長寿命化も含めた戦略的な維持管理・機能強化、供給支障発生時の早期復旧について、水道企業団と連携した取組を進めていく必要があります。○ 大規模地震が発生した際に、長期間にわたって下水道施設の機能が停止し、感染症がまん延することを防ぐためには、感染症対策病院などの重要施設に関わる管路などの耐震化を推進し、下水の溢水リスクの低減を図る必要があります。○ 汚水処理施設などの長期間にわたる機能停止を防ぐためには、浄化槽台帳システムの活用状況を調査し、災害に強く早期復旧が可能な合併浄化槽の導入促進及び導入による管理の高度化を検討するとともに、施設の老朽化対策や耐震対策を実施する必要があります。 |
|-----|--|

| 事前に備えるべき目標 | | 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する |
|------------|---|-----------------------------------|
| 区分 | 起きてはならない最悪の事態 | |
| 6-1 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態 | |
| 6-2 | 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態 | |
| 6-3 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | |
| 6-4 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | |
| 6-5 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失 | |
| 6-6 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響 | |

| 区分 | 本町の脆弱性評価による課題 |
|-----|--|
| 6-1 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の活動組織が実施する森林の保全管理や山村活性化の取組を通じて、地域の防災・減災に資するコミュニティの維持・活性化を推進する必要があります。 ○ 災害時に被災者にとって必要となる支援制度情報を一元的に集約したデータベースを整備しておく必要があります。 ○ サプライチェーンの寸断や生活・経済に関わる施設等の被害を抑制するためには、これらの活動の基盤となる道路施設等の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を、引き続き事前防災対策として推進していく必要があります。 ○ 災害時には、被災地の地場産業の早期復興を支援する取組を講じることが必要です。 |
| 6-2 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 頻発する大規模災害に対応するためには、災害から得られた教訓などを収集・展示し、地域住民や関係団体等への普及啓発を実施するとともに、防災に関する専門家の育成を進める必要があります。 ○ 被災者支援の災害復旧を支える一般ボランティアについては、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置して調整を図ることが一般的となっていますが、広域連携についても構築していく必要があります。 ○ 建設産業は高齢者の割合が高い産業構造となっており、将来的に高齢者の大量離職が見込まれることから、中長期的な担い手の確保・育成に向けた取組を進める必要があります。 ○ 自然災害による住宅・建物及び土木構造物の被害を抑制するためには、住宅や各種公共施設の耐災害性強化や流域治水対策などの取組を、引き続き事前防災対策として推進していく必要があります。 ○ 各種行政システムと、それを扱う人材・資機材のバックアップ体制を、官民連携のもとで構築する必要があります。 ○ 地域内に生産拠点を有する企業は、地域コミュニティの一員として、地域の各種防災計画や取組に参画することが必要です。 |

| | |
|-----|--|
| 6-3 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 継続的に災害廃棄物の仮置場として適用可能な土地をリストアップするとともに、災害発生時に確実に運用できるよう準備を進めるなどの取組を通じて、災害廃棄物処理計画の実効性の確保に取り組んでいく必要があります。 ○ 適切な老朽化対策の実施などにより、災害時にも自立稼働が可能で、かつ十分な処理能力を有するごみ焼却施設の維持体制を整える必要があります。 |
| 6-4 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 土地境界などを明確にする地籍調査について、より円滑かつ迅速に進めるための方策を講じながら推進する必要があります。 ○ 家屋の被災状況の把握や保険金支払いの迅速化に向けて、IT技術の活用を図っていくことが必要です。 |
| 6-5 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 町民の財産である文化財への被害を抑えるためには、消火栓などの整備や、格子壁による耐震補強、耐震診断、修理時の補強工事、施設整備、地盤の崩落防止措置、適切な周期での必要な整備などを通じて、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者などの安全を確保することが重要です。 ○ 大規模火災の発生による建物等の焼失を防止するためには、まず火災の発生を防ぐことが重要です。 ○ 環境的資産の喪失を防止するためには、健全な森林生態系を保全していくことが必要であり、そのためには適正な鳥獣保護管理を推進する必要があります。 ○ 生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要があります。その際には、自然環境が持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しながら、取組を推進する必要があります。 ○ 個々の地域において保存すべき地域資源や自然環境の魅力を高めていくための取組が必要です。 ○ 地域コミュニティの崩壊は、無形の民俗文化財の喪失のみならず、コミュニティの中で維持されてきた建築物などの有形文化財にも影響を及ぼすため、コミュニティの活力を保っていく必要があります。そのためには、平時から地域での共同活動などを促進していく必要があります。 ○ 地域の活力が低下し、万一の際に復興できなくなることが生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避するためには、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型の町土形成を促す効果的な方策に取り組んでいく必要があります。 |
| 6-6 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した際には、災害の状況に応じて訪日外国人が必要とする正確な情報（公共交通機関の状況、観光施設の営業状況に関する情報など）を発信する必要があります。 ○ 中小企業においては、生産情報・顧客情報・経理情報などをデジタル技術を活用して把握・管理し、災害時のバックアップ体制を確保しておくことが重要です。 ○ 外国人が災害時に的確な避難行動を取れるようにするために、知識の普及、避難情報の多言語対応、地域コミュニティへの参画を推進する必要があります。 ○ 様々な自然災害から町民の生命や財産を守り、災害発生後の救助・救急・被災者支援・災害復旧などの各種活動を迅速かつ円滑に進めることで、国家経済への甚大な影響を抑制するために、各種公共施設の耐災害性強化・防災機能の確保、流域治水対策、交通ネットワークの機能強化などの取組を、引き続き事前防災対策として推進していく必要があります。 |

第5節 リスクへの対応方策

「本町の脆弱性評価による課題」をもとに、対策の方法と取り組むべき施策を検討しました。

施策については、第6次熊野町総合計画(以下、「総合計画」)における6つの「基本目標」に基づき分野を設定しています。

【設定する分野(将来像実現のための基本目標)】

- 分野① 福祉・子育て・健康 (基本目標1 誰もが元気で健やかに暮らせるまち)
- 分野② 教育・文化・スポーツ・人権・国際 (基本目標2 学ぶ力と豊かな心を育むまち)
- 分野③ 産業・観光・地域ブランド (基本目標3 活力と魅力に満ちた元気なまち)
- 分野④ 防災・都市基盤・生活 (基本目標4 安心・安全で快適に暮らせるまち)
- 分野⑤ 都市計画・環境 (基本目標5 人と自然が調和する美しいまち)
- 分野⑥ 町民参画・行財政・デジタル化・広域連携... (基本目標6 自立と協働みんなで創る持続可能なまち)

本節では括弧書きの対策の方法に対し、取り組むべき施策として総合計画の具体的施策の代表的なものと、総合計画において該当する基本目標と基本施策をそれぞれ掲載しています(詳細は別表の対照表を参照)。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(住宅・建築物等の耐震化)

【分野②、④】

- 民間木造住宅の耐震性の改善など、安全な住宅づくりについて意識啓発に努めるとともに、耐震改修に関する補助制度の活用を促進する。
- 町営住宅については、住宅施策の方針や長寿命化計画に基づき、適切な維持管理や耐震性がない木造住宅などの廃止に努めるとともに、安定した町営住宅の供給、良好な住環境を確保する。
- 避難に必要な経路の確保や、住民の生命・財産を保護するため、通学路等にある危険なコンクリートブロック塀の撤去や建替に要した費用の一部を補助する。危険空き家の除却に関する制度に関しても検討する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標2 | 基本施策1、2、4 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、5 |

(地震防災対策)

【分野④】

- 災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施する。
- 防災についての適切な情報を提供し、危険性の周知を図るため、隨時、ハザードマップの見直しを行うとともに、出前講座等においてハザードマップの活用方法について周知する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------|
| | 基本目標4 | 基本施策1、3 |

(消防団・自主防災組織の充実・強化)

【分野④】

- 消防設備更新計画に基づき、小型動力ポンプ及び積載車の更新を進めていくとともに、消防団員の安全を守るための安全装備品を整備する。また、防火水槽、消火栓など消防水利施設や資機材の維持管理に努める。
- 自主防災アドバイザーの派遣など県の事業も積極的に活用しながら、自主防災組織の勉強会、連絡会などを開催し、自主防災組織間の連携を図っていく。

| 基本計画 | 基本目標 | 基本施策 |
|------|-------|---------|
| 関連施策 | 基本目標4 | 基本施策1、3 |

(災害に強い道路ネットワークの構築)

【分野④】

- 主要幹線道路である県道矢野安浦線・瀬野呂線の早期整備や未着手区間の早期事業化について、引き続き国・県へ働きかける。また、町内県道に点在するボトルネックの解消などを推進し、渋滞緩和に努めるとともに、広域的な道路ネットワークの充実を図る。
- 県道矢野安浦線熊野バイパスの事業進捗にあわせ、都市計画道路である町道萩原線の整備を推進する。
- 主要町道の改良・整備を計画的に進める。また、町内の生活道路の改良・狭隘箇所の拡幅、交差点改良などもあわせて計画的に進める。
- 袋小路のある団地など、避難行動に支障をきたす生活道路については、新たな避難路の整備や既存町道の拡幅など、避難経路の確保に努める。
- 道路インフラ(橋梁・舗装等)は、定期的な点検を実施し、個別施設計画(修繕計画)を随時更新しながら、施設の長寿命化を図る。

| 基本計画 | 基本目標 | 基本施策 |
|------|-------|---------|
| 関連施策 | 基本目標4 | 基本施策4、6 |

(市街地での防災機能の確保等)

【分野④、⑤】

- 「緑の基本計画」に基づき、都市公園の計画的な整備と定期的な点検を実施する。
- 広域的な休養・交流の場として活用できる民間公園や地域の特性に応じたポケットパーク、災害時は「復旧拠点の場」として利用できる公園など、立地適正化計画の施策を踏まえてニーズに合わせた調査・検討を進め、生活の身近な場における公園の整備を促進する。

| 基本計画 | 基本目標 | 基本施策 |
|------|-------|---------|
| 関連施策 | 基本目標4 | 基本施策2、5 |
| 関連施策 | 基本目標5 | 基本施策2、5 |

(防災意識啓発の促進)

【分野①、②、④】

- 広報紙、出前講座、講演会などあらゆる機会を通じて災害に対する意識啓発に努め、防災意識の高揚を図る。また、今後も地域での自助・共助の大切さについて、市民に伝わるよう啓発を継続していく。

| 基本計画 | 基本目標 | 基本施策 |
|------|-------|---------|
| 関連施策 | 基本目標1 | 基本施策1 |
| 関連施策 | 基本目標2 | 基本施策1、4 |

| | | |
|--|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策1 |
|--|-------|-------|

(下水道施設の防災・減災対策)

【分野④】

- 下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽管の調査・更新を計画的に進め、施設の耐震性の向上を図る。

| | | |
|--------------|-------|-------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標4 | 基本施策5 |

(ハザードマップの見直し等)

【分野④】

- 防災についての適切な情報を提供し、危険性の周知を図るため、隨時、ハザードマップの見直しを行うとともに、出前講座等においてハザードマップの活用方法について周知する。

| | | |
|--------------|-------|-------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標4 | 基本施策1 |

(災害廃棄物処理への対応)

【分野④、⑤】

- し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

| | | |
|--------------|-------|-------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標4 | 基本施策1 |
| | 基本目標5 | 基本施策4 |

(土砂災害警戒区域等に係る取組)

【分野④、⑤】

- 土砂災害特別警戒区域内の住宅について、土砂災害対策改修を実施する所有者にその費用に對して補助金を交付し、土砂災害から町民の生命及び身体を保護する。住宅の除去や移転に関する助成制度について検討する。
- 県と連携を図り、山林の適切な管理や砂防・治山施設の整備を推進し、土砂災害対策に取り組む。
- 市街化区域への編入については、既存工場移転用地問題等の産業振興の観点から、原則として工業系用途を対象に検討する。また、災害で危険な区域については町民との対話により市街化調整区域に逆線引きを図るなど「都市計画マスタープラン」等に基づいて、区域区分の見直しを検討する。

| | | |
|--------------|-------|-------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標4 | 基本施策2 |
| | 基本目標5 | 基本施策1 |

(分野①～⑥におけるその他の取組)

| | | |
|--------------|-------|-----------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標1 | 基本施策2、3、4 |
| | 基本目標2 | 基本施策7 |
| | 基本目標3 | 基本施策1、2、3 |

| | | |
|--|-------|-----------|
| | 基本目標5 | 基本施策1、3、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策4 |

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

(物資調達・供給の連携体制の整備)

【分野①、④】

- 関係団体との協力協定の見直しや新規の協力協定の締結を進める。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標1 | 基本施策5 |
| | 基本目標4 | 基本施策1 |

(非常用物資の備蓄の推進)

【分野④】

- 「熊野町地域防災計画」に基づいて食料品、飲料水、毛布等の備蓄、緊急時における車両や通信の確保に努める。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策1 |

(水道管の耐震化等供給体制の強化)

【分野④】

- 広島県水道広域連合企業団広域計画に基づく送水管整備に加え、管路更新による耐震化等が計画的に推進されるよう、同企業団との連携・協力を図る。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策5 |

(災害対処能力の向上)

【分野④、⑥】

- 災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標4 | 基本施策1、3、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策4 |

(ボランティア体制の構築等)

【分野①、④、⑥】

- 町民のボランティアへの参加を促進するため、参加機会や情報の提供を行う。
- 地域における防災体制を強化していくため、町民による自主防災組織の育成・支援を図るとともに、防災ボランティアの育成を行う。
- 熊野町社会福祉協議会の被災者生活サポート“ボラネット”と連携し、災害発生時の迅速な被災者支援体制を構築する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標1 | 基本施策1 |

| | | |
|--|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策1 |
| | 基本目標6 | 基本施策4 |

(消防団・自主防災組織の充実・強化) 【再掲】

【分野④】

- 消防設備更新計画に基づき、小型動力ポンプ及び積載車の更新を進めていくとともに、消防団員の安全を守るための安全装備品を整備する。また、防火水槽、消火栓など消防水利施設や資機材の維持管理に努める。
- 自主防災アドバイザーの派遣など県の事業も積極的に活用しながら、自主防災組織の勉強会、連絡会などを開催し、自主防災組織間の連携を図っていく。

| | | |
|--------------|-------|---------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、3 |

(帰宅困難者への対応)

【分野④】

- 道路の寸断や公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、町及び県は、町民等へ広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行う。

| | | |
|--------------|-------|-----------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、4、5 |

(医療救護体制の連携)

【分野①、④】

- 町は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努める。

| | | |
|--------------|-------|-------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標1 | 基本施策5 |
| | 基本目標4 | 基本施策1 |

(避難所環境などの整備)

【分野①、④、⑥】

- 生活に身近な地域において、町民が世代や背景にかかわらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取組を育む。
- 障害に配慮した行政・生活情報の提供に努める。
- 防災交流センターが地域コミュニティの活動の場として平時から利用されることで、地域のみんなでともに支え合う「共助」の意識を醸成し災害に強いまちづくりを目指す。また、町と住民による避難所運営の実現に向け、地域住民や自主防災組織等とともに、各防災交流センターにおける避難所運営マニュアルの作成等に取り組む。

| | | |
|--------------|-------|---------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標1 | 基本施策1、4 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、3 |
| | 基本目標6 | 基本施策4 |

(要配慮者に対する支援)

【分野①、④】

- 避難時に第三者の支援が必要な、高齢者や障害者等の避難行動要支援者への支援体制を整備する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標1 | 基本施策1、3、4 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、3 |

(家庭動物の同行避難への対応)

【分野④】

- 町は平常時から指定避難所等への家庭動物の受け入れ等について、住民への周知徹底を図る。また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受け入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策1 |

(分野①～⑥におけるその他の取組)

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------------|
| | 基本目標1 | 基本施策2、6 |
| | 基本目標2 | 基本施策1、2、4、5、6、7 |
| | 基本目標4 | 基本施策6 |
| | 基本目標5 | 基本施策3 |
| | 基本目標6 | 基本施策1、3 |

3 必要不可欠な行政機能を確保する

(治安の維持)

【分野④】

- 被災者の生活の安心・安全を確保するため、警戒・警ら活動を実施するよう依頼する。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため、相談支援ができる人材の派遣依頼を行う。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策6 |

(交通安全施設等の整備)

【分野④】

- 停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新について要望する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策6 |

(公共施設の管理)

【分野①、②、④、⑥】

- 令和4年3月に改訂した公共施設等総合管理計画に基づき、各施設の個別計画を見直し、計画的な修繕等を行う。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標1 | 基本施策1 |
| | 基本目標2 | 基本施策1、2、4 |
| | 基本目標4 | 基本施策4 |
| | 基本目標6 | 基本施策2 |

(災害応急体制の維持)

【分野④、⑥】

- 災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施する。
- 西・中央・東の各防災交流センターについて、災害時に電力供給がなされるよう、太陽光発電設備や非常用発電機を整備し、関係機関と協議を進め、停電時に対応できる施設とする。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------|
| | 基本目標4 | 基本施策1 |
| | 基本目標6 | 基本施策2、4 |

(危機管理体制の維持・強化)

【分野①、②、④、⑥】

- 災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施する。
- 緊急時において、的確な対応がとれるよう、地域、行政、消防署、消防団、警察、自衛隊など関係機関・団体が連携した住民参加の防災訓練を定期的に実施する。さらに、各地域での避難訓練、防災訓練等の実施を支援し、地域の防災力の強化を図る。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標1 | 基本施策1 |
| | 基本目標2 | 基本施策1、2 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、3、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策4 |

(広域応援体制の構築)

【分野④、⑥】

- 友好都市協定を締結した三重県熊野市との相互応援協定に基づき、大規模災害発生時に両市町間で物的・人的支援が円滑に行われる体制を推進する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策1 |
| | 基本目標6 | 基本施策4 |

(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備)

【分野④、⑥】

- 緊急情報を迅速に提供できるよう、防災メールや防災行政無線、自動音声電話サービス、FAX、防災アプリなど、多様な伝達手段を確保する。

- 緊急時において、的確な対応がとれるよう、地域、行政、消防署、消防団、警察、自衛隊など関係機関・団体が連携した住民参加の防災訓練を定期的に実施する。さらに、各地域での避難訓練、防災訓練等の実施を支援し、地域の防災力の強化を図る。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標4 | 基本施策1、3、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策3、4 |

(自助・共助の取組強化)

【分野①、④】

- 生活に身近な地域において、町民が世代や背景にかかわらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取組を育む。
- 防災交流センターが地域コミュニティの活動の場として平時から利用されることで、地域のみんなでともに支え合う「共助」の意識を醸成し災害に強いまちづくりを目指す。また、町と住民による避難所運営の実現に向け、地域住民や自主防災組織等とともに、各防災交流センターにおける避難所運営マニュアルの作成等に取り組む。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標1 | 基本施策1 |
| | 基本目標4 | 基本施策1 |

(防災教育の推進)

【分野①、②】

- 広報紙、出前講座、講演会などあらゆる機会を通じて災害に対する意識啓発に努め、防災意識の高揚を図る。また、今後も地域での自助・共助の大切さについて、町民に伝わるよう啓発を継続していく。
- 自主防災アドバイザーの派遣など県の事業も積極的に活用しながら、自主防災組織の勉強会、連絡会などを開催し、自主防災組織間の連携を図っていく。
- 防災についての適切な情報を提供し、危険性の周知を図るため、隨時、ハザードマップの見直しを行うとともに、出前講座等においてハザードマップの活用方法について周知する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------|
| | 基本目標1 | 基本施策1 |
| | 基本目標2 | 基本施策1、2 |

(災害対処能力の向上) 【再掲】

【分野④、⑥】

- 災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標4 | 基本施策1、3、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策4 |

(要配慮者に対する支援) 【再掲】

【分野①、④】

- 避難時に第三者の支援が必要な、高齢者や障害者等の避難行動要支援者への支援体制を整備する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標1 | 基本施策1、3、4 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、3 |

(消防団・自主防災組織の充実・強化) 【再掲】

【分野④】

- 消防設備更新計画に基づき、小型動力ポンプ及び積載車の更新を進めていくとともに、消防団員の安全を守るための安全装備品を整備する。また、防火水槽、消火栓など消防水利施設や資機材の維持管理に努める。
- 自主防災アドバイザーの派遣など県の事業も積極的に活用しながら、自主防災組織の勉強会、連絡会などを開催し、自主防災組織間の連携を図っていく。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------|
| | 基本目標4 | 基本施策1、3 |

(分野①～⑥におけるその他の取組)

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標1 | 基本施策2 |

4 経済活動を機能不全に陥らせない

(事業継続の取組の推進)

【分野③】

- 町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標3 | 基本施策2 |

(有害物質流出対策)

【分野⑤】

- 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、関係機関と連携して、速やかに大気、土壤、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無についての把握を行う。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標5 | 基本施策4 |

(災害に強いインフラ整備)

【分野④】

- 防災拠点や住宅密集地、インフラ・ライフライン等の重要施設の保全など、重点対策に沿った事前防災を切れ目なく着実に推進する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策5 |

(民間事業者等との応援協定の締結)

【分野③、④】

- 関係団体との協力協定の見直しや新規の協力協定の締結を進める。

| | | |
|--------------|-------|---------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標3 | 基本施策2 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、3 |

(分野①～⑥におけるその他の取組)

| | | |
|--------------|-------|---------------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標1 | 基本施策1、3、4、5、6 |
| | 基本目標2 | 基本施策1、7 |
| | 基本目標3 | 基本施策1、4 |
| | 基本目標4 | 基本施策2、3、4、6、7 |
| | 基本目標5 | 基本施策1、2、3、5、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策3、4 |

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

(情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備) 【再掲】

【分野④、⑥】

- 緊急情報を迅速に提供できるよう、防災メールや防災行政無線、自動音声電話サービス、FAX、防災アプリなど、多様な伝達手段を確保する。
- 緊急時において、的確な対応がとれるよう、地域、行政、消防署、消防団、警察、自衛隊など関係機関・団体が連携した住民参加の防災訓練を定期的に実施する。さらに、各地域での避難訓練、防災訓練等の実施を支援し、地域の防災力の強化を図る。

| | | |
|--------------|-------|-----------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、3、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策3、4 |

(災害対処能力の向上) 【再掲】

【分野④、⑥】

- 災害時に迅速かつ適切な対応ができるよう「熊野町地域防災計画」に基づき総合的な防災体制の整備・充実に努めるとともに、訓練を実施する。

| | | |
|--------------|-------|-----------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標4 | 基本施策1、3、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策4 |

(再生可能エネルギーの導入促進)

【分野⑤】

- 大規模災害発生時に、避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を検討する。

| | | |
|--------------|-------|---------|
| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
| | 基本目標5 | 基本施策3、4 |

(ライフライン事業者との連携)

【分野④】

- ライフライン施設の迅速な復旧により、町民生活の早期安定が図られるよう、多様なライフライン事業者との相互協力体制の構築に努める。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策5 |

(水道管の耐震化等供給体制の強化)

【分野④】

- 広島県水道広域連合企業団広域計画に基づく送水管整備に加え、管路更新による耐震化等が計画的に推進されるよう、同企業団との連携・協力を図る。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策5 |

(下水道施設の防災・減災対策)

【分野④】

- 下水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、老朽管の調査・更新を計画的に進め、施設の耐震性の向上を図る。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策5 |

(分野①～⑥におけるその他の取組)

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------------|
| | 基本目標1 | 基本施策2、3、4、5 |
| | 基本目標2 | 基本施策1、2、4、6、7 |
| | 基本目標4 | 基本施策2、4 |
| | 基本目標5 | 基本施策1、 |

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

(デジタル技術を活用した生産性の向上)

【分野⑥】

- オープンデータやデジタル技術の積極的な活用により、医療や福祉、商業、公共交通、防災・減災、国土強靭化など、地域が抱える課題の解決を図り、持続可能なまちづくりを実現するため、スマートシティの取組を推進する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標6 | 基本施策3 |

(災害廃棄物処理への対応) 【再掲】

【分野④、⑤】

- し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策1 |
| | 基本目標5 | 基本施策4 |

(消防団・自主防災組織の充実・強化) 【再掲】

【分野④】

- 消防設備更新計画に基づき、小型動力ポンプ及び積載車の更新を進めていくとともに、消防団員の安全を守るための安全装備品を整備する。また、防火水槽、消火栓など消防水利施設や資機材の維持管理に努める。
- 自主防災アドバイザーの派遣など県の事業も積極的に活用しながら、自主防災組織の勉強会、連絡会などを開催し、自主防災組織間の連携を図っていく。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策3 |

(自助・共助の取組強化) 【再掲】

【分野①、②、⑥】

- 生活に身近な地域において、町民が世代や背景にかかわらず、「支え手」「受け手」という関係を超えて支えあう取組を育む。
- 防災交流センターが地域コミュニティの活動の場として平時から利用されることで、地域のみんなでともに支え合う「共助」の意識を醸成し災害に強いまちづくりを目指す。また、町と住民による避難所運営の実現に向け、地域住民や自主防災組織等とともに、各防災交流センターにおける避難所運営マニュアルの作成等に取り組む。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------------|
| | 基本目標1 | 基本施策1、3、4、5 |
| | 基本目標2 | 基本施策1、2、5、6、7 |
| | 基本目標6 | 基本施策1、4 |

(平時からの連携体制構築)

【分野①、④、⑥】

- 災害時においても関係者が必要な連携を円滑に図られるよう、連携体制の構築を推進する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------------|
| | 基本目標1 | 基本施策1、2、3、4、5 |
| | 基本目標4 | 基本施策3 |
| | 基本目標6 | 基本施策1 |

(市街地での防災機能の確保等) 【再掲】

【分野④、⑤】

- 「緑の基本計画」に基づき、都市公園の計画的な整備と定期的な点検を実施する。
- 広域的な休養・交流の場として活用できる民間公園や地域の特性に応じたポケットパーク、災害時は「復旧拠点の場」として利用できる公園など、立地適正化計画の施策を踏まえてニーズに合わせた調査・検討を進め、生活の身近な場における公園の整備を促進する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------|
| | 基本目標4 | 基本施策2、5 |
| | 基本目標5 | 基本施策2、5 |

(被災者の住宅確保)

【分野③、④、⑤】

- 災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、町は県と協力して、被災者を受入するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講ずる。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標3 | 基本施策1 |
| | 基本目標4 | 基本施策5 |
| | 基本目標5 | 基本施策1 |

(農地・森林等の保全の取組)

【分野⑤】

- 農作業の効率化を図るため、農道、農業用水路、ため池の改良・改修、不要なものの廃止など、必要に応じて農業生産基盤の整備を図る。
- 地域と協働して山林の適正管理を行うため、維持管理に対する支援を行い、身近な自然とふれあう場や健康づくりの場を提供する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------|
| | 基本目標5 | 基本施策3、6 |

(文化財の保護)

【分野②】

- 「熊野町文化財保存活用地域計画」に基づき、地域の歴史と文化の保護・継承と活用を図るとともに、町民に郷土の歴史・文化について理解促進、文化の向上・発展に努める。また、郷土館などを有効に活用する方法についても検討する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標2 | 基本施策3 |

(正確な情報提供)

【分野④、⑥】

- 災害発生時において、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-------|
| | 基本目標4 | 基本施策1 |
| | 基本目標6 | 基本施策3 |

(事業継続の取組の推進) 【再掲】

【分野③】

- 町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|-----------|
| | 基本目標3 | 基本施策2、3、5 |

(分野①～⑥におけるその他の取組)

| 基本計画 関連施策 | 基本目標 | 基本施策 |
|--------------|-------|---------|
| | 基本目標2 | 基本施策3 |
| | 基本目標3 | 基本施策4 |
| | 基本目標4 | 基本施策4、6 |
| | 基本目標6 | 基本施策2 |

施策分野一覧

| 「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との整理対照表 | | | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------------------|--|-------------------------|---|-----------------------|---|--|---|---|---|---|---|-----|--|
| 分野 (基本目標) | 基本施策 | 具体的な施策 | 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | | | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | | | | | | |
| | | | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 | |
| | | | 的・大規模地震による多数の死傷者の発生 | 地 震 に 伴 う 密 集 市 街 地 等 の 大 規 模 火 灾 の 発 生 に よ る 多 数 の 死 傷 者 の 発 生 | 大規格的な土砂災害による多数の死傷者の発生 | 災 害 的 又 は 広 域 的 な 洪 水 に 伴 う 長 期 的 な 市 街 地 等 の 浸 水 に よ る 多 数 の 死 傷 者 の 発 生 | 自 衛 隊 、 警 察 、 消 防 等 の 被 災 等 に よ る 救 助 ・ 救 急 活 動 等 の 絶 対 的 不 能 | 医 療 施 設 及 び 関 係 者 の 絶 対 的 不 足 、 被 災 、 支 援 ル ー ト の 途 絶 、 工 事 | 劣 壊 な 避 難 生 活 環 境 、 不 十 分 な 健 康 管 理 状 態 の 悪 化 に よ る 死 者 の 発 生 | 被 災 地 で の 食 料 ・ 飲 料 水 ・ 電 力 ・ 燃 料 等 、 生 命 に 関 わ る 物 資 ・ 工 事 | 想 定 を 超 え る 大 量 の 帰 宅 困 難 者 の 発 生 に よ る 混 亂 | 多 數 か つ 長 期 に わ タ る 孤 立 地 域 等 の 同 時 発 生 | | |
| ①誰もが元気で健やかに暮らせること | 1 地域福祉の推進 | 1 地域共生社会の構築 2 地域福祉活動の推進 | ● | ● | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 2 こども・若者支援の推進 | 1 くまの版ネウボラの推進 2 こどもに関する医療体制の充実 3 保育サービスの充実 4 教育支援事業の充実 5 こどもを育む環境の充実 6 こどもの権利を尊重した社会の実現 | | | | | ● | | ● | | | | | |
| | 3 高齢者福祉の推進 | 1 地域包括ケアシステムの推進 2 介護保険事業の推進 3 生きがいづくりと社会参加の促進 4 安心・安全な生活の確保 | | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 4 障害者福祉の推進 | 1 障害者福祉の推進 2 障害者が暮らしやすい社会の確立 3 相談・保健・療育体制の整備 4 障害福祉サービスの提供 5 社会参加と就労支援の充実 | ● | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 5 健康づくりと地域医療体制の充実 | 1 町民の主体的な健康づくりの推進 2 心の健康づくりの推進 3 「食」による健康づくりの推進 4 疾病予防の充実 5 歯科保健対策の充実 6 医療体制等の充実 | | | | | ● | ● | ● | ● | | ● | ● | |
| | 6 社会保障の安定 | 1 国民健康保険の安定的な運営 2 後期高齢者医療制度の安定的な運営 3 国民年金制度の普及・啓発 4 生活の安定と自立の支援 | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |

| 「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との整理対照表 | | | 1. あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ 2. 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | | | | | | | | | |
|--|---------------|--|---|---------------------------------|--------------------|-------------------|----------------------------------|--------------------|-------------------------|-------------------------------------|------------------------|----------------------|--------------------|
| 分野 (基本目標) | 基本施策 | 具体的な施策 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 |
| | | | 的大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が発生する複数の大規模火災による死傷者の発生 | 発生地帯に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による死傷者の発生 | 対する脆弱的な洪水による死傷者の発生 | 大規模な土砂災害による死傷者の発生 | 足自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・麻痺 | の劣悪な避難生活環境による医療機能の不足・麻痺 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・工材供給の停止 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| 分野 (②) 教育・文化・スポーツ・人権・国際 力と豊かな心を育むまち | 1 学校教育の推進 | 1 幼保小中高連携教育の推進 2 学校教育体制の充実 3 地域における学校支援の充実 4 ふるさと教育の推進 5 健やかに学ぶ環境の整備 6 校舎施設の整備 7 安全対策の強化 | | | | | | | ● | ● | | | |
| | 2 生涯学習の振興 | 1 生涯学習推進体制の充実 2 生涯学習活動の活性化 3 生涯学習施設の整備・有効活用 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 3 文化芸術都市の創造 | 1 地域文化活動の支援 2 文化芸術のまちづくりの推進 3 文化芸術活動の推進 4 文化財等の保護と継承 | | | | | | | | | | | |
| | 4 スポーツの振興 | 1 スポーツ振興体制の充実 2 スポーツ・レクリエーション活動の活性化 3 総合型地域スポーツクラブの育成と定着 4 スポーツ・レクリエーション施設の整備・有効活用 | ● | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 5 人権が尊重された社会 | 1 人権教育・学習や人権啓発の充実 2 人権相談・援護体制の充実 3 男女共同参画社会の推進 | | | | | ● | | | | ● | ● | ● |
| | 6 青少年健全育成 | 1 健全育成の推進 2 青少年活動の推進 | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 7 地域間交流・多文化共生 | 1 多世代交流・国際理解の推進 2 ともに支えあう体制の整備 3 地域活動への参画支援 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | ・国際理解の推進 | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|--|--|--------------------|--------------------|----------------------------------|---|---|--|---|--|
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する | | 4 経済活動を機能不全に陥らせない | | | | | 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | | | | | 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する | | | | |
| 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 4-5 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 | 6-6 |
| 会の混乱 | 被災による司法機能・警察機能の大幅な低下による治安の悪化・社会行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 | 金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う、生産活動への甚大な影響 | 異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う、生産活動への甚大な影響 | 電力供給ネットワーク（発変電所・送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止 | 都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間間にわたる機能の停止 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態 | 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジュンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れる事態 | 事業用地の確保・仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失 | 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響 |
| 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 4-5 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 | 6-6 |

| 「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との整理対照表 | | | 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | | | 2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | | | | | |
|--------------------------------|--|---|--|---|------------------------------------|--------------------------|--|----------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|-------------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 分野 (基本目標) | 基本施策 | 具体的施策 | 1-1 の大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合発生 | 1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | 1-3 に生じた突然の又は長期的な災害による多数の死傷者の発生 | 1-4 大規模な土砂災害による死傷者の発生 | 2-1 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足による医療機能の麻痺 | 2-3 の劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による死者の発生 | 2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネ | 2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 | 2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | 2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| （分野③活力産業魅力観光満ちた地域元気なまち） | 1 移住・定住の推進 2 商工業の振興 3 観光の振興 4 雇用の促進 5 地域資源の活用とプロモーションの推進 | 1. 定住に関する情報提供・相談の充実 2. 定住支援制度の検討 3. 地域資源の活用 4 「まち」のブランド創出 1. 中小企業・小規模事業者への支援 2. 商店街の賑わいづくり 3. 商業空間の整備 4. 地域産業の育成 5. 新たな取組への支援 1. 筆の里工房の魅力アップ 2. 観光推進体制の強化 3. 魅力ある観光・交流の推進 4. 各種イベントの実施 5. 多様な媒体による観光情報の提供 6. 熊野町観光協会(仮称)の創設 7. 熊野町観光まちづくり計画(仮称)の策定 1. 雇用機会の確保 2. 起業の支援 3. 優良企業の誘致 1. 熊野筆ブランドの振興 2. 熊野筆事業協同組合の支援及び連携 3. 需要開拓や新たな商品開発の支援 4. ふるさと納税を生かした熊野筆のPR | ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● | | | | | | | | | | |

| 「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との整理対照表 | | | 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | | | 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | | | | | |
|--------------------------------------|----------------|--|-------------------------|-----------------------------|----------------------------|---|--|---------------------------|--------------------|--------------------------------|------------------------|----------------------|--------------------|
| 分野 (基本目標) | 基本施策 | 具体的な施策 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 |
| | | 的大規模地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | 発生 | 地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合 | に生じたため又は広域的な洪水による多数の死傷者の発生 | 大規模な土砂災害（深層崩壊・土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）による死傷者の発生 | 自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 医療施設及び関係者の絶対的不足による医療機能の麻痺 | 劣悪な避難生活環境による死傷者の発生 | 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネ | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| (4) 分安心・防災・都市基盤・生活 （安全で快適に暮らせるまち） | 1 防災・減災対策の強化 | 1. 総合的な防災体制の確立 2. 防災意識の高揚 3. 地域防災力の向上 4. 災害応急体制の整備 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 2 砂防・治山・治水の推進 | 1. 自然災害対策の充実 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 3 消防・救急体制の充実 | 1. 消防・救急体制の充実・強化 2. 消防団活動の推進 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 4 道路交通網の整備・充実 | 1. 道路の整備・充実 2. 道路の維持管理・安全対策の推進 3. 公共交通の整備 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 5 生活インフラの整備 | 1. 良好的な住宅・宅地の供給 2. 上水道の安定供給 3. 下水道施設の維持 4. 公共施設の有効活用 5. 施設のバリアフリー化の推進 6. 施設の長寿命化の推進 | ● | | | | ● | | | ● | ● | ● | ● |
| | 6 防犯・交通安全対策の充実 | 1. 防犯対策の推進 2. 地域防犯活動の支援 3. 交通安全意識の高揚 4. 交通安全環境の整備 | ● | | ● | ● | | | | ● | ● | ● | ● |
| | 7 消費者の保護と意識啓発 | 1. 啓発の充実 2. 消費者保護の充実 | | | | | | | | | | | |

| 「起きてはならない最悪の事態」と「分野別施策」との整理対照表 | | | 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ | | | | 2 救助・救急・医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ | | | | | | |
|--------------------------------|----------------|---|---------------------------|-----------------------------|---|---------------------------|--|----------------------|-----------------------------|--------------------|------------------------|----------------------|--------------------|
| 分野 (基本目標) | 基本施策 | 具体的な施策 | 1-1 | 1-2 | 1-3 | 1-4 | 2-1 | 2-2 | 2-3 | 2-4 | 2-5 | 2-6 | 2-7 |
| | | 的・大規模地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 | に生じたため又は他の施設等の複合による死傷者の発生 | 対へ対応するため又は他の施設等の複合による死傷者の発生 | ど等による土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊等)による死傷者の発生 | に生じたため又は他の施設等の複合による死傷者の発生 | 足自衛隊・警察・消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | ルギー施設供給の途絶による医療機能の麻痺 | の劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による死者の発生 | ルギー供給の途絶による医療機能の麻痺 | 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱 | 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 | 大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| (5) 人と自然が調和する美しいまち 都市計画・環境 | 1 土地利用と都市計画の整備 | 1. 計画的な土地利用の推進。 2. 市街地や集落の整備。 3. 良好な中心市街地の整備。 4. 利便性の高い地域活動拠点づくり。 5. その他の拠点の整備。 | ● | ● | ● | ● | | | | | | | |
| | 2 公園・緑地の整備・保全 | 1. 都市公園の整備。 2. 特色ある公園づくり 3. 緑化の推進 | | | ● | ● | | | | | | | |
| | 3 自然環境の保全 | 1. 自然環境の保全と創造。 2. 森林・林道等の保全。 3. 自然とふれあう場の整備 4. 環境保全の推進 | | | ● | ● | | | | | ● | ● | |
| | 4 循環型社会の形成 | 1. ごみの減量化・資源化の推進。 2. ごみ処理体制・施設の整備。 3. 公害防止対策の充実 | | ● | | | | | | | | | |
| | 5 美しい景観の形成 | 1. 良好的な景観の創出と保全。 2. 美しいまちづくりの推進 | | ● | ● | | | | | | | | |
| | 6 農地の維持 | 1. 農業生産基盤の荒廃化の防止。 2. 農業経営基盤の維持と活用の推進 3. 地産地消の推進 | | | ● | ● | | | | | | | |

| 3 必要不可欠な行政機能を確保する | | | 4 経済活動を機能不全に陥らせない | | | | | 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる | | | | | 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する | | | | |
|--|--|---|----------------------------|------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|--|--|---------------------------------------|--------------------|---|---|-----------------------------------|--|---|------------------|--|
| 3-1 | 3-2 | 4-1 | 4-2 | 4-3 | 4-4 | 4-5 | 5-1 | 5-2 | 5-3 | 5-4 | 6-1 | 6-2 | 6-3 | 6-4 | 6-5 | 6-6 | |
| 会員による司法機能、警察機能の大規模な低下による治安の悪化、社会行政機関の職員・施設等の被災による機能の大規模な低下 | 被災による司法機能、警察機能の大規模な低下による治安の悪化、社会行政機関の職員・施設等の被災による機能の大規模な低下 | 行サブライチエーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執力による国際競争力の低下 | 金融サービス・郵便等の機能停止による国際競争力の低下 | 大食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響 | 異常渴水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 | 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下 | でSテクノロジオ放送の中止・災害時における情報サービスが遅延する事態により、支援が遅れる事態 | 電力供給ネットワーク（発変電所・送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止 | 都市ガス供給・石油・LPGガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止 | 上下水道施設の長期間にわたる機能停止 | 合意の如等により、復興が大幅に遅れ地域のより良い復興に向かた事前復興ビジョンや地域 | 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コードィネーター、ボランティア、NPO、企業等）の不足等により、復興できなくなる事態 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 | 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 | 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化的衰退・損失 | 等による国家経済等への甚大な影響 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ● | | | ● | ● | | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | ● | | | ● | ● | | ● | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | ● | | | | | ● | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | | ● | | | | ● | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | | | ● | | | ● | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | | | | ● | | ● | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | | | | | | | ● | ● | ● | | | |
| | | | | | | | | | | | | | ● | ● | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | ● | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | ● | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | ● | |

